景観形成基準チェックシート【二見町茶屋地区用】

「事前相談」及び「届出書（通知書）」に必要な添付書類（景観法施行規則又は伊勢市景観規則）として、本チェックシートを提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 行 為 の 場 所 | 伊勢市 |
| 行為の種類 | □　建築物の建築等□　工作物の建設等□　都市計画法第４条第12項に規定する開発行為□　土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更□　屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆(たい)積 |

(1) 行為の場所について、該当するものをチェックしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 景観計画区域区分 | □　一般地区　　　　　　　　□　沿道景観形成地区■　重点地区 |
| □　中心商業業務ゾーン　　　□　市街地ゾーン　　□　集落・農地ゾーン　　　　□　自然環境ゾーン |
| 背景や周辺の景観特性※該当するものすべてにチェック | 【景観要素】□　商業業務地　　　□　住宅地　　　□　既存集落　　　□　田園　　　□　山林　　□　里山　　　　　　□　レクリエーション施設、工業地等　 |
| 【軸】□　道路－道路の名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□　鉄道－鉄道の名称（　　　　近鉄　　　　・　　　　ＪＲ線　　　　）□　河川－河川の名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□　海岸－海岸の名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□　緑（グリーンフロント）－山林・里山の名称（　　　　　　　　　　） |
| 【拠点】□　内宮おはらい町地区及びその周辺　　□　二見町茶屋地区及びその周辺　□　伊勢市駅周辺及び外宮周辺　　　　　□　河崎地区　□　小俣宿・明野宿 |

( (2) 計画の内容が基準に適合しているかをチェックしてください。行為の場所に該当しない項目は、適合欄に斜線の罫線を入れてください。

【二見町茶屋地区茶屋北西地区】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 適合 | 主に配慮した内容 |
| 建築物の形態意匠の制限 | 形態 | ・木造を基本とし、３階以下とする。やむを得ず、鉄骨造・鉄筋コンクリート造等とする場合は、その外観が周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和に配慮するものとする。 | □ |  |
| 屋根・軒庇 | １　屋根は、周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を図り、勾配屋根を基本とする。 | □ |  |
| ２　屋根及び軒庇は、灰色もしくはそれに類する色とする。ただし、軒庇については銅板葺き又は板葺きとする場合にはこの限りではない。 | □ |  |
| 外壁 | ・外壁の色彩は周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を乱さないものとする。 | □ |  |
| 門・塀・垣根等 | ・道路に面して、門・塀・垣根等を設ける場合には、周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を図るものを基本とする。 | □ |  |
| 高さの最高限度 | ・12mとする。ただし、市長が伊勢市都市計画審議会に意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。 | □ |  |
| 工作物の形態意匠の制限 | 形態意匠 | ・周囲の景観との調和に配慮するものとする。 | □ |  |
| 外構 | １　道路に面して塀等を設ける場合は、板塀や生垣とするなど、周囲の歴史的な趣きの残る建築物との調和を図るものとする。 | □ |  |
| ２　駐車場・ガレージを設置する場合は、周囲の歴史的な趣きの残る建物と調和した板塀・生垣等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮する。 | □ |  |
| 自動販売機等 | ・外装の色彩は茶色系又は灰色系とする。 | □ |  |

□建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画記入欄

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象事項 | 素　　　材 | 色彩計画 |
| 建築物等の外観の素材・色彩 | 屋根材 |  | 色相　 | 明度　 | 彩度 |
| 外壁材 |  | 色相　 | 明度　 | 彩度　 |
| （　） |  | 色相　 | 明度　 | 彩度　 |
| アクセント色 |  | 色相 | 明度 | 彩度 |
| アクセント部分等の面積 |  | アクセント部分の面積 | 見付面積 | 見付面積×１／５ |
| 東立面 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 南立面 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 西立面 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 北立面 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |